

## 平成25年度第5回慰霊塔のあり方検討協議会

日時：平成26年2月13日（木）  
10:00～12:00  
場所：県庁1階共用会議室

### 次 第

#### 1 開 会

#### 2 協議事項

- 平成25年度慰霊塔（碑）のあり方検討協議会にかかる意見集約案について
  - ・委員意見集約にかかる案の報告
  
- 委員意見集約案に対する意見交換

#### 3 閉 会

（配付資料）

資料1 第5回慰霊塔（碑）のあり方検討協議会 座席表

資料2 平成25年度慰霊塔（碑）のあり方検討協議会 委員意見集約（案）

資料 1

平成25年度 第5回慰霊塔(碑)のあり方検討協議会  
座席表

日時 平成26年2月13日(木)  
10時～12時

場所 県庁舎1階 共用会議室

会長 (沖縄県福祉企画統括監) 金城 武		
一般財団法人 沖縄県遺族連合会 理事 宮城 篤正		公益財団法人 沖縄県平和祈念財団 事務局長 上原 兼治
沖縄県立第二高等女学校 白梅同窓会 会長 中山 きく		沖縄工業高等学校同窓会 会長 (代理)副会長 渡嘉敷 真盛
真栄平自治会 区長 仲吉 勇		一般社団法人うちなーサポート うーとーとー沖縄 代表理事 仲田 英安
糸満市 社会福祉課 課長 稲嶺 盛和		浦添市 福祉総務課 課長 與古田 達郎
与那原町 住民課 課長 青田 治夫		沖縄県 平和・男女共同参画課 課長 山城 貴子
事務局 沖縄県福祉・援護課 援護班長 又吉 剛 主任 与儀 清祐 主任 平川 倫子		沖縄県 福祉・援護課 課長 伊川 秀樹

## 平成25年度慰霊塔（碑）のあり方検討協議会 委員意見集約（案）

### 1. はじめに

先の大戦により犠牲となった戦没者の御霊を慰めるため、県内には多くの慰霊塔及び慰霊碑（以下、「慰霊塔」という。）が建立されているが、現在、関係者の高齢化等に伴い十分に管理がなされていないという課題が顕在化している。この状況を踏まえ、慰霊塔の今後のあり方等を検討するため、遺族関係団体、学徒隊関係団体、自治会、慰霊塔管理団体、関係市町村、県関係機関を構成員とする「慰霊塔（碑）のあり方検討協議会」を平成25年5月に設置した。

参考【別添1「慰霊塔のあり方検討協議会設置要綱」】

### 2. 沖縄県内に建立された慰霊塔の経緯と現状

先の大戦において住民を巻き込んだ過酷な地上戦となった沖縄では、戦後いち早く地域住民によって戦没者の遺骨収集が行われ、各字、市町村で組織的に取り組まれた。昭和21年1月、村再建のため、糸満市米須に移動した真和志村民により、米軍の許可を受け、収骨班を編成し、雨風にさらされた遺骨の収集作業が始められた。集められた遺骨は、村民の宿舎となっていたテント部落の前方の空き地に、石を丸く積み上げ、その中に納められた。これが最初に建立された慰霊塔「魂魄の塔」とされている。

昭和29年に北海道関係戦没者を合祀した「北霊碑」が、都道府県として最初に建立した慰霊塔とされ、それ以降復帰前年の昭和46年までには沖縄県を除く46都道府県のうち、45の都道府県が慰霊塔を建立している。

土地の取得など、復帰前の米軍統治下にあった沖縄県において慰霊塔の建立は容易ではなかったが、各関係者の慰霊塔建立に対する思いは熱く、各都道府県・団体等は競うが如く慰霊塔を建立していった。

その結果、昭和21年に最初の慰霊塔とされている「魂魄の塔」が建立されてから70年近くが経過した現在、沖縄県内には440基の慰霊塔が建立されている（平成24年6月調査結果※）。

しかし、各団体等が建立した慰霊塔の中には、時の経過とともに、建立に関わった者等関係者の高齢化や減少に伴い、清掃や補修等が困難となるなどの管理上の課題が顕在化しており、今後、管理上不安を抱える慰霊塔は更に増加することが懸念されている。

41 参考【別添2「戦没者の慰霊塔に関する現状調査結果について」

### 43 3. 慰霊塔の管理上の問題等

44  
45 本協議会においては、慰霊塔の今後のあり方を検討するにあたって、慰  
46 霊塔の管理上の問題や課題、その改善策及びそれを実現するための取り組  
47 み等について、委員の意見聴取を行った。その結果は以下のとおりである。

- 48  
49 (1) 慰霊塔を管理する関係者の高齢化及び減少により、管理の継続が厳  
50 しくなっている団体が多くなる傾向にある。
- 51  
52 (2) すでに一部の慰霊塔は、建立者又は管理者が不明となり、管理が継  
53 続できない状況にある。慰霊塔の無縁化、土地の利用が制限されるな  
54 どの弊害が近い将来起きることが予想される。
- 55  
56 (3) 慰霊塔は当初、戦没者を追悼する施設としての役割が大きかったが、  
57 慰霊塔管理にかかる関係者の高齢化及び減少により、今後は、沖縄戦  
58 の悲惨な歴史を後世に伝え、平和の心を育む施設としての役割も重要  
59 となっている。
- 60  
61 (4) 慰霊塔関係者の高齢化及び減少の状況を改善するため、一部の学徒  
62 隊関係団体等においては、後継者及び協力者の育成に取り組んでいる  
63 が、戦後70年近くが経過し、沖縄戦を経験していない若い世代におけ  
64 る意識の希薄化等もあり、後継者及び協力者の育成は容易ではない状  
65 況にある。
- 66  
67 (5) 沖縄戦の歴史を後世に伝え続け、平和の大切さを育むことは、沖縄  
68 県全体の責務である。沖縄戦に対する関心が薄れている現状を改善す  
69 るため、慰霊塔のあり方を含めて、行政としても、観光、平和、環境  
70 整備等など総合的に検討を進める必要がある。
- 71  
72 (6) 慰霊塔が戦没者を追悼するとともに沖縄戦を継承し、平和を発信す  
73 る役割を十分発揮するためには、以下の取り組みが必要である。
- 74 ・慰霊祭の開催及び参加の呼びかけ
  - 75 ・慰霊塔における平和学習の実施
  - 76 ・慰霊塔に多くの人を訪れるための環境整備（公園、駐車場、案内板  
77 等）
  - 78 ・インターネット等による慰霊塔に関する情報の発信
- 79  
80 (7) 慰霊塔のなかには、納められていた遺骨が国立沖縄戦没者墓苑に転

81 骨されているなど、役割を終えていると考えられる慰霊塔もあること  
82 から、県民の意見を聴くなどして、整理・統合するなどの対応も必要  
83 である。

84  
85 参考【別添3「慰霊塔のあり方検討協議会 委員意見調査票】

86 参考【別添4「慰霊塔のあり方検討協議会 委員意見調査票集計結果】

87  
88

#### 89 **4. 慰霊塔のあり方を検討する上での基本的考え方**

##### 91 (1) 管理団体の状況から見た慰霊塔について

92 平成24年6月に沖縄県福祉保健部福祉・援護課が調査した結果を基に、  
93 慰霊塔の管理状況毎に管理団体の状況について分類した結果は以下のとお  
94 りである。

##### 96 ① 継続的な管理が可能と見込まれる慰霊塔（401基）

97 ア. 国、都道府県、市町村が管理する慰霊塔（106基）

98 イ. 組織的・財政的に安定した法人、自治会等が管理する慰霊塔（207基）

99 ウ. 後継者の確保・育成が行われ、安定した団体運営が今後とも見込ま  
100 れる同窓会、戦友、遺族が管理する慰霊塔（88基）

101

102 特に、都道府県所有慰霊塔など公益財団法人沖縄県平和祈念財団等の  
103 維持管理団体に清掃管理を委託している慰霊塔については、継続的な管  
104 理を行う体制が整えられている。

105

##### 106 ② 管理が困難となることが懸念される慰霊塔（20基）

107 ア. 後継者の確保・育成が困難となっている同窓会、戦友、遺族等が管  
108 理する慰霊塔（11基）

109 イ. 所有者が不明であるが、他の団体が管理する慰霊塔（9基）

110

111 上記の慰霊塔は、管理団体の高齢化及び減少等が進んでおり、現時  
112 点では管理がなされているが、将来的に管理が困難となることが懸念  
113 される。

114

115 **③管理が困難となっている慰霊塔（18基）**

116 ア．所有者が不明であり、管理が困難となっている慰霊塔（6基）

117 イ．当初の目的を果たし形骸化するなどにより、管理が不十分となっ  
118 ている慰霊塔（12基）

119

120 慰霊塔の中には、私有地に建立され、管理がなされず放置されてい  
121 るものがあり、土地利用上の支障を来すなどの問題が生じている場合  
122 がある。

123

124 参考【別添2「戦没者の慰霊塔に関する現状調査結果について」】

125

126 **(2) 慰霊塔の継続的管理に関する対策について**

127 慰霊塔は、各団体の思いを込めて建立した私有財産であることから、一  
128 義的には建立者等関係者の責任において管理を継続する必要がある。

129 これを基本として、継続的な管理が可能と見込まれる慰霊塔の状況を参  
130 考にしながら、管理が困難となっている、或いは、管理が困難になること  
131 が懸念される慰霊塔について、早急な対応を要するものと長い時間をかけ  
132 て検討を要するものに分類して検討を行う。

133

134 **① 早急な対応を要するもの**

135 ア．関係者において今後の継続的な管理対策を施す。

136 関係者が行う慰霊塔の管理対策は以下のとおり

137 (ア) 後継者の確保・育成

138 若い世代に対し慰霊塔に関心を抱かせる取組を行うなど、後継者  
139 の確保・育成を図る。

140

141 (イ) 清掃等維持管理の委託

142 清掃等の維持管理を事業として行っている団体に委託する。但し、  
143 慰霊塔の経年劣化による修繕等への対応についても検討する必要が  
144 ある。

145

146 (ウ) 移設等

147 関係する学校等団体の関わりを十分に持たせるため、団体が所有  
148 する敷地等に移設や合祀を行う。

149

150 イ．撤去を行う。

151 撤去を要する慰霊塔は以下のとおり

152 (ア) 管理者が不明で、土地利用上支障となっている慰霊塔

153 (イ) 当初の目的を果たし形骸化するなど、管理者が撤去を希望する慰  
154 霊塔

155

156 **② 長い時間をかけて検討を要するもの**

157 ア．多くの人が集まる場所に移転・集約を図る。

158 移転・集約を図るこにより継続的管理ができ、多くの人それぞれ  
159 れの慰霊塔の実情について知る機会が増えることが期待できる。

160

161 イ．平和発信や沖縄戦を継承する施設として周辺環境整備を行い、観光  
162 客等の誘致を図る。

163 関係者の高齢化や減少により、追悼施設としての意義が薄れる傾  
164 向がある一方で、多くの県民や観光客の参拝が絶えない慰霊塔もあ  
165 り、平和を発信し、沖縄戦の悲惨さを継承する施設としての役割が  
166 期待されている。

167 平和発信や沖縄戦を継承する施設としての価値がある慰霊塔につ  
168 いては、文化財の指定や案内板の設置、アクセス道路や駐車場の整  
169 備、観光客の誘致方法などを検討する。

170

171 ただし、慰霊塔の移転・集約や周辺環境整備にあっては、整備や維持  
172 管理に多大な費用を要すると同時に、地権者、地域関係者及び観光関係  
173 者等の合意形成が必要となるなど、計画から供用開始まで時間を要する  
174 ことから、相当程度の公益性が認められなければならない。

175

176

177 **5. 今後の検討の方向性について**

178

179 これらの慰霊塔は、沖縄戦が起こらなければ建立する必要性のない施設  
180 であることを考えると、国の責任において、沖縄県内に建立されている慰  
181 霊塔のあり方に対する対応を要請することも検討する必要がある。

182

183 平成 25 年度においては、上記のとおり一定の方向性を確認したうえで、  
184 今後、上記「4」に記載されている長い時間をかけて検討を要する慰霊塔  
185 の移設・移転及び周辺整備について、議論を深めつつ、早急な対応を要す  
186 るものについて、重点的に検討していくことで、慰霊塔のあり方における  
187 課題の解決に向けて取り組むこととする。

平成25年度

慰霊塔（碑）のあり方検討協議会

委員意見集約 別添資料集

沖縄県福祉保健部 福祉・援護課



## 慰霊塔（碑）のあり方検討協議会設置要綱

### （目的）

第1条 先の大戦により犠牲となった戦没者の御霊を慰めるため、県内には多くの慰霊塔（碑）が建立されているが、現在、関係者の高齢化等に伴い十分に管理がなされていないという課題が顕在化している。この状況を踏まえ、慰霊塔（碑）の今後のあり方等を検討するため、「慰霊塔（碑）のあり方検討協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

### （所掌事項）

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 慰霊塔（碑）の今後のあり方に関して必要な事項
- (2) その他慰霊塔（碑）に関して必要な事項

### （構成員）

第3条 協議会は16名以内で、次に各号に掲げる者により構成する。

- (1) 慰霊塔（碑）の建立に関係する者
- (2) 慰霊塔（碑）の管理に関係する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他慰霊塔（碑）に関係する者

### （会長及び副会長）

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は沖縄県福祉企画統括監とし、副会長は会長が指名した者をもってあてる。
- 3 会長は協議会を総括し、協議会を招集するとともに協議会の進行を行う。
- 4 会長に事故があるときは、副会長が会長の職務を代理する。
- 5 会長が必要と認めた場合、協議会の構成員以外の者の出席を求めることができる。

### （事務局）

第5条 協議会の事務局は、沖縄県福祉保健部福祉・援護課内に置く。

### （その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成25年5月14日から施行する。

## 慰霊塔(碑)のあり方検討協議会 委員名簿

H25.5.30現在

No	団体名	職名等	氏名	備考
1	沖縄県	福祉企画統括監	金城 武	慰霊塔(碑)担当
2	一般財団法人 沖縄県遺族連合会	理事	宮城 篤正	遺族関係団体
3	公益財団法人 沖縄県平和祈念財団	事務局長	上原 兼治	慰霊塔(碑)管理団体
4	沖縄県立第二高等女学校 白梅同窓会	会長	中山 きく	学徒隊関係団体(女子)
5	沖縄工業高等学校同窓会	会長	島袋光尋	学徒隊関係団体(男子)
6	真栄平自治会	区長	仲吉 勇	自治会関係団体
7	一般社団法人うちなーサポート うーとーとーおきなわ	代表理事	仲田 英安	慰霊塔(碑)管理団体
8	糸満市	社会福祉課長	稲嶺 盛和	慰霊塔多数所在市町村
9	浦添市	福祉総務課長	與古田 達郎	沖縄県市長会推薦
10	与那原町	住民課長	青田 治夫	沖縄町村会推薦
11	沖縄県	平和・男女共同参画課長	山城 貴子	平和発信事業担当
12	沖縄県	福祉・援護課長	伊川 秀樹	慰霊塔(碑)担当

(事務局:沖縄県福祉・援護課 援護班)

## 戦没者の慰霊塔(碑)に関する現状調査結果について

平成24年9月21日  
 沖縄県福祉保健部  
 福祉・援護課

## 1. 調査の内容

## (1) 調査の目的

現在、各団体等が建立した慰霊塔(碑)の中には、設置者等関係者の高齢化や減少に伴い、管理上の課題が顕在化しており、今後、さらに問題や課題を抱えた慰霊塔(碑)が増加することが懸念される。

このような状況において、戦没者慰霊塔(碑)の現状を把握し、今後のあり方等を検証する必要があることから、今回、現状調査を実施したものである。

## (2) 調査の手法

本調査は、平成13年度に実施した現状調査(以下「H13調査」という。)の結果を踏まえ、県内に建立されている戦没者慰霊塔(碑)の平成24年6月現在の状況について、県内全市町村及び財団法人平和祈念財団に依頼し調査を実施した。

なお、調査項目は以下のとおりである。

- ・慰霊塔(碑)の名称
- ・管理団体の状況
- ・清掃等管理の状況
- ・本体・付帯施設の損害状況
- ・建立されている土地の所有状況
- ・慰霊祭等の実施状況
- ・現状の問題や今後懸念される課題等について

## 2. 調査結果(速報)

## (1) 慰霊塔(碑)数

各市町村から報告のあった戦没者の慰霊塔(碑)の総数は440基で、H13調査結果(371基)と比較すると69基の増加となっている。

(増加の内訳)

(単位:基)

増となった慰霊塔(碑)数(A)	74
内H13調査以前に建立されていたが、未報告であったもの	52
内H13調査以後に建立されていたもの	11
内建立時期が不明なもの	11
減となった慰霊塔(碑)数(B)	5
内新たに建立された慰霊塔に統合されたもの	4
内その他	1
増加数(A-B)	69

## (2) 管理状況について

- ・管理上特に問題はない慰霊塔(碑):401基
- ・管理上問題・課題がある、或いは、今後懸念される慰霊塔(碑):39基

○戦没者の慰霊塔(碑)に関する現状調査結果

(単位:基)

分類	建立数	内管理 困難数	本体等の状況					管理困難となっている理由				
			清掃管 理不良 ※本体等 損傷があ るものを除 く	本体等 損傷アリ ※清掃管 理が不良 なものを除 く	清掃管 理不良 で本体 等損傷アリ	管理状 況不明	現在問 題ない が、今 後懸念	財政負 担困難	遺族の 高齢 化、減 少	管理者 不明	所在 不明	立入禁 止区域 につき 管理不 能
国・都道府県・市町村等	288	10	0	6	0	1	3	4	5	0	0	1
国	1	0										
沖縄県	1	0										
都道府県	46	0										
市町村	59	1				1						1
自治会・郷友会	165	9		6			3	4	5			
職域関係	4	0										
法人・学校	10	0										
外国	2	0										
戦友・遺族・同窓会	101	13	0	3	0	2	8	0	11	0	2	0
沖縄県遺族連合会	13	0										
戦友・遺族関係	72	9		2		2	5		7		2	
同窓会関係	16	4		1			3		4			
その他	13	1			1					1		
不明	38	15	5	1			9	1	2	12		
合計	440	39	5	10	1	3	20	5	18	13	2	1

平成25年6月

## 慰霊塔(碑)のあり方検討協議会 委員意見調査票

委員団体名:

氏名:

【問1】平成24年度の調査の結果、管理上問題・課題を抱えている慰霊塔(碑)について、管理上の問題や課題の具体的内容の主なものは、以下のとおりとなっておりますが、このような状況が生じた背景には、どのような要因があると思いますか。(複数回答可)

- ・ 遺族等関係者の減少、高齢化により団体の存続や清掃管理、慰霊祭の継続が困難となっている(或いは、なることが懸念される)。
- ・ 管理者が不明なため、本体・付帯施設の損傷等への対応が困難となっている(或いは、なることが懸念される)。

- 慰霊塔(碑)に関する取り組みに対する協力者が減少した。
- 慰霊塔(碑)への関心が希薄になっている。
- 慰霊塔(碑)に関する情報発信が不足している。
- その他(具体的内容を下枠に記載してください。)

【問2】問1の状況を改善するためには、どのようなことが必要であると思いますか。  
(複数回答可)

- 慰霊塔(碑)に関する情報を多くの人を知る。
- 慰霊塔(碑)に多くの人を訪れる
- その他(具体的内容を下枠に記載してください。)

【問3】問2の状況を実現するために必要な取り組みは何と思いますか。  
(複数回答可)

- 慰霊塔(碑)の平和学習教材としての活用促進
- インターネット等による慰霊塔(碑)に関する情報の発信
- 慰霊塔(碑)の整備(公園、観光施設等)
- 慰霊祭の開催に関する周知の徹底
- その他(具体的内容を下枠に記載してください。)

【問4】慰霊塔(碑)には、どのような役割があると思いますか。  
(複数回答可)

- 関係する戦没者の追悼
- 平和の発信
- 沖縄戦の悲惨な歴史の継承
- その他(具体的内容を下枠に記載してください。)

【問5】問4の役割を慰霊塔(碑)が十分に発揮するためには、どのような取り組みを行う必要があると思いますか。  
(複数回答可)

- 慰霊祭の開催
- 慰霊塔(碑)における平和学習の実施
- インターネット等による慰霊塔(碑)に関する情報の発信
- 慰霊塔(碑)の整備(公園、観光施設等)
- その他(具体的内容を下枠に記載してください。)

【問6】問5の取り組みを行うためには、各者、各団体において、どのような役割を担う必要があると考えますか。

・慰霊塔(碑)の管理者及び関係者等

・市町村

・県

・国

・その他

【問7】その他意見等がありましたら、下枠に記載してください。

～ ご協力ありがとうございました ～

※ご回答は同封の返信用封筒をご利用のうえ、7月3日までに  
沖縄県福祉・援護課まで回答をお願いします。

連絡先及び回答先は下記のとおりです。

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 県庁3階  
沖縄県 福祉・援護課 援護班 与儀  
TEL:098-866-2177  
FAX:098-866-2758  
e-mail:yogiseyu@pref.okinawa.lg.jp

115 ③管理が困難となっている慰霊塔（18基）

116 ア．所有者が不明であり、管理が困難となっている慰霊塔（6基）

117 イ．当初の目的を果たし形骸化するなどにより、管理が不十分となっ  
118 ている慰霊塔（12基）

119  
120 慰霊塔の中には、私有地に建立され、管理がなされず放置されてい  
121 るものがあり、土地利用上の支障を来すなどの問題が生じている場合  
122 がある。

124 ※【別添2「戦没者の慰霊塔に関する現状調査結果について」】

126 (2) 慰霊塔の継続的管理に関する対策について

127 慰霊塔は、各団体の思いを込めて建立した私有財産であることから、一  
128 義的には建立者等関係者の責任において管理を継続する必要がある。

129 これを基本に、継続的な管理が可能と見込まれる慰霊塔の状況を参考に  
130 しながら、管理が困難となっている、或いは、管理が困難になることが懸  
131 念される慰霊塔について、早急な対応を要するものと長い時間をかけて検  
132 討を要するものに分類して検討を行う。

134 ① 早急な対応を要するもの

135 ア．関係者において今後の継続的な管理対策を施す。

136 関係者が行う慰霊塔の管理対策は以下のとおり

137 (ア) 後継者の確保・育成

138 若い世代に対し慰霊塔に関心を抱かせる取組を行うなど、後継者  
139 の確保・育成を図る。

141 (イ) 清掃等維持管理の委託

142 清掃等の維持管理を事業として行っている団体に委託する。但し、  
143 慰霊塔の経年劣化による修繕等への対応についても検討する必要が  
144 ある。

146 (ウ) 移設等

147 関係する学校等団体の関わりを十分に持たせるため、団体が所有  
148 する敷地等に移設や合祀を行う。

149  
150 イ．撤去を行う。

151 撤去を要する慰霊塔は以下のとおり

152 (ア) 管理者が不明で、土地利用上支障となっている慰霊塔

153 (イ) 当初の目的を果たし形骸化するなど、管理者が撤去を希望する慰  
154 霊塔



## 慰霊塔(碑)のあり方検討協議会 委員意見調査票集計結果【1/8】

## 問1

平成24年度の調査の結果、管理上問題・課題を抱えている慰霊塔(碑)について、管理上の問題や課題の具体的内容の主なもの、以下のとおりとなっておりませんが、このような状況が生じた背景には、どのような要因があると思いますか。(複数回答可)

- ・遺族等関係者の減少、高齢化により団体の存続や清掃管理、慰霊祭の継続が困難となっている(或いは、なることが懸念される。)
- ・管理者が不明なため、本体・付帯施設の損傷等への対応が困難となっている(或いは、なることが懸念される。)

No	団体名	① 協力者減少	② 関心希薄化	③ 情報発信不足	④ その他意見
	回答数	8	4	5	6
1	公益財団法人 沖縄県平和祈念財団	○	○	○	同窓や戦友の熱い思いで建てた慰霊塔・碑も、墓と違って子孫が受け継ぐことはなく、当事者がいなくなつた時点で放置されることとなる。これにより無縁墓化するおそれがある。
2	一般財団法人 沖縄県遺族連合会		○		管理者の塔の維持・管理にかかる財源の確保がむづかしくなっている。
3	沖縄県立第二高等学校 白梅同窓会	○		○	遺族・同窓生の高齢化で慰霊祭参加が年々減少している。 白梅之塔協力が4年前に結成、但し活動が低調。
4	(糸満市)真栄平自治会	○			区民より他市町の人数が多い。
5	沖縄工業高校同窓会	○			
6	一般社団法人 うーとーとー沖繩				・管理者と設置者の所有権等があいまいなため、今後、管理しようにも手続きや相談が出来ない状況である。 ・また、戦後、慰霊塔や慰霊祭に対する世代間の考え方の変化も要因。
7	浦添市福祉総務課	○		○	遺族の高齢化により、積極的な取り組みができていないときいた。
8	糸満市社会福祉課	○	○		
9	与那原町住民課	○	○	○	
10	沖縄県平和・男女共同参画課	○		○	
	事務局まとめ(案)				・建立者の高齢化、後継者の不足等により、慰霊塔の管理にかかる関係者が減少する傾向にある。 ・関係者の減少により、慰霊塔管理にかかる財源の確保が厳しくなっている。 ・慰霊塔や慰霊祭に対する世代間の考え方の変化も要因の一つと考えられる。

慰霊塔(碑)のあり方検討協議会 委員意見調査票集計結果【2/8】

問2

問1の状況を改善するためには、どのようなことが必要であると思いますか。  
(複数回答可)

No	団体名	① 情報を多くの 人が知る	② 多くの人が 訪れる	④ その他意見
	回答数	7	4	5
1	公益財団法人 沖縄県平和祈念財団	○	○	・必ずしもすべての慰霊塔・碑を残す必要があるのか、多くの県民等の意見を聴く必要があると考える。 ・このためにも情報も提供し多数が訪れることにより、当該慰霊塔・碑の存続が必要かどうか判断できるようになるのではないか。
2	一般財団法人 沖縄県遺族連合会	○		
3	沖縄県立第二高等女学校 白梅同窓会	○		・小・中・高・大学生など若者の慰霊祭参加を積極的に呼びかけている。冲尚高校・広島経済大学とは密に交流している。
4	(糸満市)真栄平自治会	○	○	-
5	沖縄工業高校同窓会			・協力者をどう集めるか。
6	一般社団法人 うーとーとー沖縄			・慰霊塔の資料館の検討やイデオロギーや政治ではなく、平和や生きるをテーマにする。 ・根本の問題は、慰霊塔の今後の管理や伝え方の模索である。
7	浦添市福祉総務課	○	○	-
8	糸満市社会福祉課		○	-
9	与那原町住民課	○		・慰霊塔(碑)の関係者が後継者・後援者づくりを行う。
10	沖縄県平和・男女共同参画課	○		
	事務局まとめ(案)			・慰霊塔(碑)の管理を継続するため、後継者・協力者の確保が大きき課題となっている。 ・一部の学徒隊関係団体においては、現役学生に協力を呼びかけて、慰霊祭の開催に積極的に取り組んでい る。 ・すべての慰霊塔(碑)を残すことについて、多くの県民等の意見を聴く必要がある。 ・慰霊塔の資料館の設置について検討する。

慰霊塔(碑)のあり方検討協議会 委員意見調査票集計結果【3/8】

問3

問2の状況を実現するために必要な取り組みは何と思いますか。  
(複数回答可)

No	団体名	① 平和学習教 材としての活 用	② インタネッ ト等情報発 信	③ 公園、観光 施設等の整 備	④ 慰霊祭開催 の周知徹底	⑤ その他意見
	回答数	8	8	6	5	3
1	公益財団法人 沖縄県平和祈念財団	○	○	○	○	・慰霊塔・碑や慰霊祭開催の関係情報の発信とともに、特に慰霊塔・碑及び周辺整備は重要だと考える。
2	一般財団法人 沖縄県遺族連合会	○	○	○		
3	沖縄県立第二高等女学校 白梅同窓会	○	○	○		・塔所在地の国吉・真栄里両区との交流をしている。 ・将来、真栄里霊域の合同慰霊祭も模索している。
4	(糸満市)真栄平自治会		○	○	○	—
5	沖縄工業高校同窓会	○	○	○		—
6	一般社団法人 うーとーとー沖縄					・多言語での平和の発信(QRコード等を慰霊塔に設置)。 ・歴史としての沖縄のこれまでの言論を分け隔てなく伝えることの重要性。
7	浦添市福祉総務課	○	○		○	—
8	糸満市社会福祉課	○		○		—
9	与那原町住民課	○	○		○	—
10	沖縄県平和・男女共同参画課	○	○		○	
	事務局まとめ(案)					・慰霊塔(碑)に関する平和学習、情報発信とともに、周辺施設整備の必要性がある。 ・一部の学徒隊関係団体においては、慰霊塔建立地域との交流にも取り組んでい る。 ・多言語による情報の発信。

慰霊塔(碑)のあり方検討協議会 委員意見調査票集計結果【4/8】

問4

慰霊塔(碑)には、どのような役割があると思いますか。  
(複数回答可)

No	団体名	① 戦没者の追 悼	② 平和の発信	③ 沖縄戦の継 承	④ その他意見
	回答数	9	9	9	3
1	公益財団法人 沖縄県平和祈念財団	○	○	○	・慰霊塔(碑)の基本はもちろん慰霊であり平和発信であるが、仮に物見遊山の観光であっても来訪することによって慰霊・平和について思いを致す契機となることが考えられるので、慰霊塔(碑)の観光が一概に悪いことにはならないと考える。
2	一般財団法人 沖縄県遺族連合会	○	○	○	
3	沖縄県立第二高等女学校 白梅同窓会	○	○	○	・慰霊祭続行の方策は？説明板・案内板の設置を！ ・説明板・案内板設置に補助金の支出を！
4	(糸満市)真栄平自治会	○	○	○	—
5	沖縄工業高校同窓会	○	○	○	—
6	一般社団法人 うーとーとー沖縄				・平和の発信や戦前、戦時中、戦後の沖縄の人々の生活を伝える場所(家族、地域、教育等)
7	浦添市福祉総務課	○	○	○	—
8	糸満市社会福祉課	○	○	○	—
9	与那原町住民課	○	○	○	—
10	沖縄県平和・男女共同参画課	○	○	○	
	事務局まとめ(案)				・慰霊塔(碑)は、戦没者の追悼、平和の発信、沖縄戦の継承など多くの役割がある。 ・多くの人が慰霊塔を来訪することで、慰霊・平和について考える契機となる。 ・戦前、戦中、戦後の沖縄の人々の生活を伝える場所。

慰霊塔(碑)のあり方検討協議会 委員意見調査票集計結果【5/8】

問5

問4の役割を慰霊塔(碑)が十分に発揮するためには、どのような取り組みを行う必要があると思いますか。  
(複数回答可)

No	団体名	① 慰霊祭の開 催	② 慰霊塔での 平和学習実 施	③ インタネッ ト等情報発 信	④ 公園、観光 施設等整備	⑤ その他意見
	回答数	7	8	8	6	4
1	公益財団法人 沖縄県平和祈念財団	○	○	○	○	・特に平和学習の実施と、霊域の尊厳を保ちつつ明るく安全快適な公園、観光施設等とする整備が重要であると考え。このためには、清掃管理と施設のきめ細やかな修繕、必要に応じて大規模な改修等を行う必要がある。また、施設までの市町村道等や案内誘導看板の整備も重要である。
2	一般財団法人 沖縄県遺族連合会	○	○	○	○	
3	沖縄県立第二高等女学校 白梅同窓会	○	○	○	○	・慰霊祭を毎年実施している。但し、今後は困難になると予想。 ・平和学習の取り組み強化(ガイドの会、学校、旅行社との連携)
4	(糸満市)真栄平自治会	○				・敷地内の整備
5	沖縄工業高校同窓会	○	○	○	○	
6	一般社団法人 うーとーとー沖縄					・440基ある慰霊塔関連の資料(データー化)作り。
7	浦添市福祉総務課	○	○	○		
8	糸満市社会福祉課	○	○	○	○	
9	与那原町住民課	○	○	○	○	
10	沖縄県平和・男女共同参画課		○	○		
	事務局まとめ(案)					・慰霊祭の開催、慰霊塔(碑)での平和学習の実施、インターネット等情報発信、公園、観光施設等の整備を行う必要がある。 ・道路、案内板等の関連施設等の整備、観光ガイドの養成、学校、旅行社との連携等に取り組む必要がある。 ・慰霊塔関連のデーター化による資料作成。

慰霊塔(碑)のあり方検討協議会 委員意見調査票集計結果【6/8】

問6-1

問5の取り組みを行うためには、各者、各団体において、どのような役割を担う必要があると考えますか。

No	団体名	① 慰霊塔(碑)管理者及び関係者等	② 市町村	③ 県	④ 国	⑤ その他
1	公益財団法人 沖縄県平和祈念財団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当事者による慰霊祭の開催、敷地位置・面積の確定、市町村及び後継者等への慰霊塔・碑施設や敷地の早急かつ適法な譲渡、清掃管理の継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・慰霊塔・碑施設整備、施設までの道路及び誘導標識を含む周辺環境の整備、関係団体への財政的支援、</li> <li>・慰霊・平和発信を基本に地域活性化の観点からの活用・支援、</li> <li>・各道府県自治体等との連携・活性化の模索</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・慰霊塔・碑施設整備、施設までの道路及び誘導標識を含む周辺環境の整備、</li> <li>・関係団体への財政的支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平和ガイド等、教育機関や関係団体等との連携による平和学習の実施・掘り起こし</li> </ul>
2	一般財団法人 沖縄県遺族連合会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塔の建立の経緯や意義について、後継者に確実に引継ぎをする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持、管理に関する財政的支援。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同左、及び周辺整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建立者(団体)不明の塔の整理</li> </ul>
3	沖縄県立第二高等女学校 白梅同窓会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・慰霊祭実施の情報発信(案内板、新聞広告、無料バスなど。)</li> <li>・協力会の活用、平和ガイドの会・地域との交流。</li> </ul>	-	-	-	-
4	糸満市 真栄平自治会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部落と遺族</li> </ul>	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建立者(団体)不明の塔の整理</li> </ul>
5	沖縄工業高校同窓会	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアではあるが、どう協力者を集めるか。</li> </ul>

慰霊塔(碑)のあり方検討協議会 委員意見調査票集計結果【7/8】

問6-2

問5の取り組みを行うためには、各者、各団体において、どのような役割を担う必要があると考えますか。

No	団体名	① 慰霊塔(碑)管理者及び関係者等	② 市町村	③ 県	④ 国	⑤ その他
6	一般社団法人 うーとーとー沖縄	・生存者、遺族の遺品、証言の提供。 ・寄付行為。	・土地の所有権を明確化するための協力。	・市町村の協力を得ながら、慰霊塔の関連資料をまとめ、沖縄県中部地域等に慰霊塔のための資料館等の設置と慰問できる環境整備。	・琉球政府時代に沖縄県民により、多くの慰霊塔が建立されていることから、戦中時の日本国としての想いを、戦没者に伝えるために慰霊塔のための資料館の設置の検討。	・学校教育に今の平和や沖縄の歴史を伝える教材としての慰霊塔のあり方を検討する。
7	浦添市福祉総務課	・管理者による慰霊祭の開催と情報発信、平和学習など	・管理者との連携、情報の発信	・関係者との連携、情報の発信	・関係者との連携、情報の発信	-
8	糸満市社会福祉課	・後継者の掘り起こし	・慰霊塔の所在の把握	・慰霊塔の整理、統合、管理	・慰霊塔の整理、統合、管理	-
9	与那原町住民課	-	・慰霊塔(碑)の管理者及び関係者等とタイアップして情報発信し周知を図る。	-	-	-
10	沖縄県平和・男女共同参画課  事務局まとめ(案)	①慰霊祭の開催 ②後継者の確保、育成等 ③平和ガイド、地域との交流等 ④生存者の証言、遺品の確保	①情報発信 ②周辺施設整備(道路、関連施設、案内板等) ③財政的支援 ④建立慰霊塔(碑)の把握、土地の所有権の明確化等	①周辺施設整備(道路、関連施設、案内板等) ②財政的支援 ③慰霊塔の整理、統合、管理等 ④慰霊塔のための資料館等設置	①周辺施設整備(道路、関連施設、案内板等) ②財政的支援 ③慰霊塔の整理、統合、管理等 ④慰霊塔にかかると資料館の設置検討	①建立者不明の塔の整理 ②協力者の確保 ③平和学習の実施にかかると平和ガイド、教育機関との連携 ④平和学習での慰霊塔のあり方の検討

慰霊塔(碑)のあり方検討協議会 委員意見調査票集計結果【8/8】

問7

その他意見等がありましたら記載してください。

No	団体名	その他意見等
1	公益財団法人 沖縄県平和祈念財団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦争を遂行した国としては、その結果としての慰霊塔・碑について、整備等に尽力していただきたい。</li> <li>・県は、慰霊・平和・観光等の関係部局を横断する業務推進に取り組んでいただきたい。</li> <li>・慰霊・平和・観光は現象として区分できないものがあり、慰霊があるからそれを背景に訴えることができる。また、観光は県の大きな産業振興の柱である。観光にとって、慰霊・戦争・平和はマイナスの視点で見るとはならず、青い海や空・山などの自然、食文化、伝統文化、アメリカ文化など、それらを含めて現在の沖縄の姿が観光を作り上げているし、前向きに活用を図る必要があると考える。</li> </ul>
2	一般財団法人 沖縄県遺族連合会	・特にありません。
3	沖縄県立第二高等女学校 白梅同窓会	-
4	糸満市 真栄平自治会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人墓及び所有者が不明な慰霊塔(碑)の取り扱いについて不安がある。</li> <li>・慰霊塔(碑)の清掃費の確保が厳しくなっている。</li> </ul>
5	沖縄工業高校同窓会	・自分の所しか考えてなかったが、全体を見ると本当に出来る所、出来ない所、どうしていいか、まだ!
6	一般社団法人 うーとーとー沖縄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・慰霊塔の資料や証言等、戦争当事者のご存命のうちに残せるもの、伝えること、また、戦没者に対する思いが今日も沖縄にはあることの重要性を戦前、戦中、戦後(琉球政府、沖縄県)の変遷にそって、多くの意見を残していく。</li> <li>・保革関係なく、また一般人からもエッセイ等を募集して、寸胴型の想いの継承を行う必要がある。</li> <li>・例えば、戦後70年目の節目に、昭和10年代、昭和20年代、昭和20年代までで”私の沖縄県と”と題してエッセイを募集して、選考は行わず、そのまま、思いとして資料化して残す方法等。</li> </ul>
7	浦添市福祉総務課	-
8	糸満市社会福祉課	・設置者不明の碑や設置者の高齢化等により、維持管理が困難になってきた慰霊塔については、県又は国で管理を行ってほしい。
9	与那原町住民課	-
10	沖縄県平和・男女共同参画課	-
	事務局まとめ(案)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の責任を明確化したうえで、管理が困難になった慰霊塔(碑)について、国又は県で管理を行ってほしい。</li> <li>・県内部における、慰霊、平和、観光等の部局横断的な取り組みの推進により、慰霊・戦争・平和を前向きに観光に活用する必要がある。</li> <li>・建立者が不明な慰霊塔(碑)の今後のあり方についても検討を進める必要がある。</li> <li>・戦争経験者がご存命うちには、慰霊塔の資料や証言などを残す。</li> </ul>



慰霊塔のあり方検討協議会 委員意見集約（案）  
修正箇所新旧対照表

修正案	修正前
<p>20 行目 先の大戦において<u>住民を巻き込んだ過酷な地上戦</u>となった沖縄では、戦後いち早く地域住民によって戦没者の遺骨収集が行われ、各字、市町村で組織的に取り組まれた。</p>	<p>20 行目 先の大戦において我が国唯一の地上戦となった沖縄では、戦後いち早く地域住民によって戦没者の遺骨収集が行われ、各字、市町村で組織的に取り組まれた。</p>
<p>37 行目 しかし、各団体等が建立した慰霊塔の中には、時の経過とともに、建立に関わった者等関係者との高齡化や減少に伴い、清掃や補修等が<u>困難となる</u>などの管理上の課題が顕在化しており、今後、管理上不安を抱える慰霊塔は更に増加することが懸念されている。</p>	<p>37 行目 しかし、各団体等が建立した慰霊塔の中には、時の経過とともに、建立に関わった者等関係者の高齡化や減少に伴い、清掃や補修等がなされていないなどの管理上の課題が顕在化しており、今後、管理上不安を抱える慰霊塔は更に増加することが懸念されている。</p>
<p>46 行目 本協議会においては、慰霊塔の今後のあり方を検討するにあたって、<u>慰霊塔の管理上の問題や課題、その改善策及びそれを実現するための取り組み等について、委員の意見聴取を行った。その結果は以下のとおりである。</u></p>	<p>46 行目 <u>平成25年度慰霊塔（碑）のあり方検討協議会において、委員の意見を調査する目的で平成25年6月にアンケート調査を実施他結果は次のとおり。</u></p>
<p>53 行目 (2) <u>すでに一部の慰霊塔は、建立者又は管理者が不明となり、管理が継続できない状況にある。慰霊塔の無縁化、土地の利用が制限されるなどの弊害が近い将来起きることが予想される。</u></p>	<p>53 行目 (2) <u>すでに一部の慰霊塔は、建立者又は管理者が不明となり、管理が継続できない状況にある。慰霊塔の無縁化、土地の利用が制限されるなどの弊害が起きている。</u></p>
<p>90 行目以降 <b>4. 慰霊塔のあり方を検討する上での基本的考え方</b> <b>5. 今後の検討の方向性について</b>  (全面的に記述内容修正)</p>	<p>90 行目以降 4. 慰霊塔のあり方を検討する上での基本的考え方 5. 今後の検討の方向性について  (全面的に記述内容修正)</p>